

議案第 30 号

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

介護保険法施行令等の一部改正及び第 9 期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市介護保険条例の一部を改正する条例

所沢市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「32,148円」を「30,086円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「41,793円」を「39,551円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「48,222円」を「46,650円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「56,581円」を「59,496円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「64,296円」を「67,608円」に改め、同項第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 77,750円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 84,510円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 101,412円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 114,934円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 128,456円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 138,597円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 148,738円

第5条第1項第13号中「138,237円」を「162,260円」に改め、同条中第5項を第12項とし、同条第4項中「第2項」を「第9項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,289円」を「18,593円」に、「45,008円」

を「46,312円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,289円」を「18,593円」に、「25,719円」を「26,030円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,289円」を「18,593円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1項の次に次の7項を加える。

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条の規定にかかわらず、1,250,000円とする。

3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、2,100,000円とする。

4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、3,200,000円とする。

5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、4,300,000円とする。

6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、6,400,000円とする。

7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、8,500,000円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、10,600,000円とする。

第7条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「。以下同じ」を削り、「若しくは第5号ロ又は第5条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しく

は第12号イ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又は第5条第1項第6号から第12号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第12条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附則第9項の前の見出し及び同項から第11項までを削る。

附則第12項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、同項を附則第9項とし、附則第13項を附則第10項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の所沢市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。